各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所 総務·給与担当室長

社会保険料(健康保険料率及び介護保険料率)の改定について

平成31年3月分(4月納付分)から、社会保険料率(健康保険料率及び介護保険料率)が 下記のとおり改定されますので、所属内の該当者に周知願います。

記

1 改定の内容

30°C - 1 1 H			
項目	改定前	改定後	
健康保険料	9.85%	9.79%	
介護保険料	1.57%	<u>1.73%</u>	

※ 被保険者負担分は、上記の保険料率の約半分となります。(保険料は事業主と被保険者とで 折半しています)詳しくは、全国健康保険協会ウェブサイト上の保険料額表を参照してく ださい。

全国健康保険協会ウェブサイト: (http://www.kyoukaikenpo.or.jp/)

2 留意事項

この改定に伴う所属での報告は特に必要ありません。

平成31年3月給与で社会保険料が2か月控除されている場合(※3月31日任期満了者等)、2月分の社会保険料は改定前の保険料率で、3月分の社会保険料は改定後の保険料率で控除されますので、給与支払簿等で確認してください。

総務·給与担当 戸来 山岸 電 話 048-737-2727